

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2011-168341

(P2011-168341A)

(43) 公開日 平成23年9月1日(2011.9.1)

(51) Int. Cl.	F I	テーマコード (参考)
B 6 5 D 43/26 (2006.01)	B 6 5 D 43/26	3 E 0 1 4
B 6 5 D 43/16 (2006.01)	B 6 5 D 43/16 1 0 3	3 E 0 8 4
B 6 5 D 43/22 (2006.01)	B 6 5 D 43/22	
B 6 5 D 83/08 (2006.01)	B 6 5 D 83/08 B	

審査請求 有 請求項の数 15 O L (全 18 頁)

(21) 出願番号 特願2011-126361 (P2011-126361)
 (22) 出願日 平成23年6月6日 (2011.6.6)
 (62) 分割の表示 特願2003-6443 (P2003-6443) の分割
 原出願日 平成15年1月14日 (2003.1.14)

(71) 出願人 000115108
 ユニ・チャーム株式会社
 愛媛県四国中央市金生町下分 1 8 2 番地
 (71) 出願人 000002897
 大日本印刷株式会社
 東京都新宿区市谷加賀町一丁目 1 番 1 号
 (74) 代理人 100099645
 弁理士 山本 晃司
 (74) 代理人 100107331
 弁理士 中村 聡延
 (72) 発明者 坂東 健司
 香川県三豊郡豊浜町和田浜高須賀 1 5 3 1
 - 7 ユニ・チャーム株式会社テクニカル
 センター内

最終頁に続く

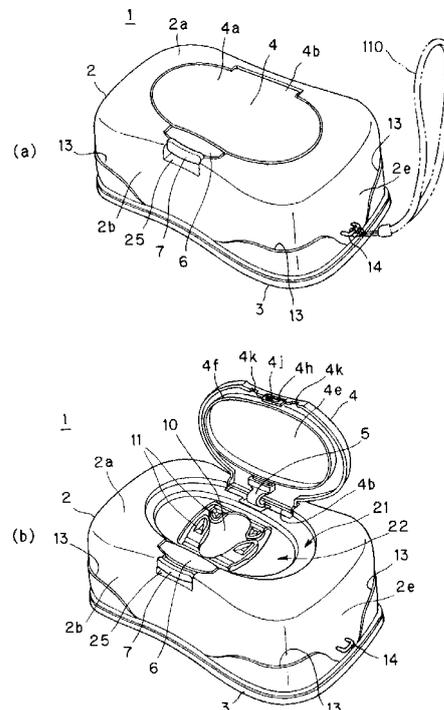
(54) 【発明の名称】 蓋付き容器

(57) 【要約】

【課題】誤操作による蓋の開放を確実に防止でき、かつ容器本体に対する操作部材やロック部材の取り付けも容易に行える蓋付き容器を提供する。

【解決手段】容器本体 2 と、その取出口 1 0 を開閉できるように容器本体 2 に取り付けられた上蓋 4 と、上蓋 4 を開く方向に付勢する板ばね 5 と、上蓋 4 と噛み合っ上蓋 4 を板ばね 5 に抗して閉じた状態に保持する閉位置と、上蓋 4 との噛み合いが解除される開位置との間で操作可能なプッシュボタン 6 とを備えた蓋付き容器 1 において、プッシュボタン 6 には閉じた状態の上蓋 4 を拘束するとともにプッシュボタン 6 の操作方向に関して容器本体 2 の係止面 2 5 b と当接してプッシュボタン 6 の開位置への操作を不能とするロック位置と、上蓋 4 及び容器本体 2 の係止面 2 5 b から離れてプッシュボタン 4 の閉位置から開位置への操作を許容する解除位置との間で移動可能なロック部材 7 が取り付けられる。

【選択図】 図 1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

内容物の取出口を有する容器本体と、前記取出口を開閉できるようにして前記容器本体に取り付けられた蓋と、前記容器本体と前記蓋との間に配置されて前記蓋を開く方向に付勢する蓋付勢手段と、前記蓋と噛み合っただ蓋を前記蓋付勢手段に抗して閉じた状態に保持する閉位置と、前記蓋との噛み合いが解除される開位置との間で操作可能な状態で前記容器本体に取り付けられた操作部材と、を備えた蓋付き容器において、

前記操作部材には、前記閉じた状態の前記蓋を拘束するとともに、前記操作部材の操作方向と同一方向の移動が阻止されるように前記容器本体の係止面と当接して前記操作部材の前記閉位置から前記開位置への操作を不能とするロック位置と、前記閉じた状態の蓋及び前記容器本体の前記係止面のそれぞれから離れて前記操作部材の前記閉位置から前記開位置への操作を許容する解除位置との間で移動可能なロック部材が取り付けられ、

前記ロック部材は前記操作部材に設けられた操作面の裏面側にて前記ロック位置と前記解除位置との間を移動可能に設けられ、かつ前記操作部材は前記操作面を押し込むことにより前記閉位置から前記開位置へ移動するように設けられ、

前記操作部材の裏面側には、前記ロック部材と接する案内面が形成されるとともに前記案内面よりも突出して前記操作部材を前記閉位置に付勢するばね部が設けられ、前記ロック部材は前記ばね部に設けられた溝部に差し込まれることにより前記案内面に接しつつ前記ロック位置と前記解除位置との間をスライド可能に支持されていることを特徴とする蓋付き容器。

【請求項 2】

前記操作部材の前記操作面は前記容器本体の外面側に露出していることを特徴とする請求項 1 に記載の蓋付き容器。

【請求項 3】

前記ロック部材は前記操作面を押し込む方向と同一方向について前記操作部材に対する相対移動が阻止されるように前記操作部材にて支持された状態で前記ロック位置と前記解除位置との間を移動可能に設けられていることを特徴とする請求項 2 に記載の蓋付き容器。

【請求項 4】

前記操作部材の前記溝部からの前記ロック部材の抜けを防止する抜け止め手段が設けられていることを特徴とする請求項 1 に記載の蓋付き容器。

【請求項 5】

前記操作部材の裏面側にはスリットにて分割された軸部が設けられ、前記ロック部材には前記軸部と嵌合する溝部が前記操作部材の前記溝部に対する前記ロック部材の差し込み方向に開口するようにして形成され、前記溝部には前記抜け止め手段として当該溝部の幅を狭める爪部が設けられていることを特徴とする請求項 4 に記載の蓋付き容器。

【請求項 6】

前記ロック部材の前記溝部は、前記爪部により、前記ロック部材が前記解除位置にあるときに前記軸部が嵌合する第 1 保持部と、前記ロック部材が前記ロック位置にあるときに前記軸部が嵌合する第 2 保持部とに区分されていることを特徴とする請求項 5 に記載の蓋付き容器。

【請求項 7】

前記操作部材の裏面側には段部が設けられ、前記ロック部材の前記操作部材に対する対向面上には、前記抜け止め手段として、前記ロック部材を前記操作部材の前記溝部から抜き取る方向に関しては前記段部と係合可能であり、かつ前記ロック部材を前記操作部材の前記溝部に差し込む方向に関してはくさび状に延びている突起状のストッパが設けられていることを特徴とする請求項 4 に記載の蓋付き容器。

【請求項 8】

前記ロック部材には、前記抜け止め手段として、前記操作部材の前記溝部からの当該ロック部材の抜き取り方向に向かうほど前記抜き取り方向に対する側方に突出する爪部が設

10

20

30

40

50

けられていることを特徴とする請求項 4 に記載の蓋付き容器。

【請求項 9】

前記ロック部材には、前記操作部材の前記溝部に対する抜き取り方向の端部に位置して前記操作面から突出する指掛け部が設けられていることを特徴とする請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の蓋付き容器。

【請求項 10】

前記指掛け部が前記容器本体の外表面よりも突出していることを特徴とする請求項 9 に記載の蓋付き容器。

【請求項 11】

前記容器本体は前記取出口側から見て中央がくびれた形状に形成され、そのくびれ部分に前記操作部材が配置されていることを特徴とする請求項 10 に記載の蓋付き容器。

10

【請求項 12】

前記ロック部材の裏面側には、前記ロック位置のときに前記容器本体の前記係止面に当接する脚部が設けられていることを特徴とする請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の蓋付き容器。

【請求項 13】

前記蓋が前記閉じた状態にあるときに前記操作部材と対向する当該蓋の前縁部にはその周囲の面としての前記操作部材側の前記前縁部の面より後退して形成された一端が閉じた又は両端が開口したロック用凹部が設けられ、前記ロック部材には、前記蓋を閉じて当該ロック部材を前記ロック位置に移動させたときに前記ロック用凹部に差し込まれ、前記ロック部材を前記解除位置に移動させたときに前記ロック用凹部から脱出する係止部が設けられていることを特徴とする請求項 1 ~ 12 のいずれか 1 項に記載の蓋付き容器。

20

【請求項 14】

前記操作部材又は前記ロック部材には、前記操作部材を前記閉位置から前記開位置へ操作したときに前記蓋と接して当該蓋を開く方向に押し上げる押し上げ部が設けられていることを特徴とする請求項 1 ~ 13 のいずれか 1 項に記載の蓋付き容器。

【請求項 15】

前記容器本体にはストラップを取付け可能なストラップ取付部が設けられていることを特徴とする請求項 1 ~ 14 のいずれか 1 項に記載の蓋付き容器。

【請求項 16】

前記操作部材又は前記ロック部材の少なくともいずれか一方には蓄光材料が含まれていることを特徴とする請求項 1 ~ 15 のいずれか 1 項に記載の蓋付き容器。

30

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、容器本体の天面等に設けられた開閉式の蓋を操作部材の押し込み操作によって開くようにした蓋付き容器に関する。

【背景技術】

【0002】

袋詰めされたウェットティッシュの容器として、容器本体に対して押し込み操作可能な操作部材を装着し、その操作部材とウェットティッシュの取出口を閉じる蓋とを噛み合わせて蓋を閉位置に拘束し、操作部材の押し込み操作によって操作部材と蓋との噛み合いを外して蓋を開放させるワンプッシュ式の蓋付き容器が知られている（特許文献 1 参照）。また、操作部材が容器本体と一体に成形された蓋付き容器において、誤操作による蓋の開放を防ぐために、操作部材の押し下げ操作を不可能とする係止機構を組み込んだ蓋付き容器も知られている（特許文献 2 参照）。さらに、操作部材が容器本体と一体に成形された蓋付き容器において、操作部材の押し込み操作に伴って蓋をその下面側から押し上げる押圧部材が操作部材に設けられているものが知られている（特許文献 3 参照）。

40

【先行技術文献】

【特許文献】

50

【 0 0 0 3 】

【特許文献1】特開平9 - 5 8 7 2 5 号公報

【特許文献2】特開2 0 0 1 - 1 4 6 2 4 7 号公報

【特許文献3】特開2 0 0 0 - 2 5 8 0 5 号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【 0 0 0 4 】

特許文献2に記載の係止機構は、押し込み操作される操作部材とは別部品として製造されたロック部材としてのスライダを容器本体に装着し、そのスライダを操作部材に対して係脱させて操作部材のロック及びその解除を切り替えている。しかし、スライダが蓋に対して直接作用していないので、操作部材の弾性変形の程度によっては操作部材と蓋との噛み合いが外れて蓋が開くおそれがある。また、操作部材が容器本体に対して別部品として設けられている場合には、操作部材及びロック部材を容器本体に対してそれぞれ別々に組み付ける必要が生じ、容器の組み立てに手間がかかる。

10

【 0 0 0 5 】

そこで、本発明は、誤操作による蓋の開放を確実に防止でき、かつ容器本体に対する操作部材やロック部材の取り付けも容易に行える蓋付き容器を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【 0 0 0 6 】

以下、本発明について説明する。なお、本発明の理解を容易にするために添付図面の参照符号を括弧書きにて付記するが、それにより本発明が図示の形態に限定されるものではない。

20

【 0 0 0 7 】

本発明の蓋付き容器(1)は、内容物の取出口(10)を有する容器本体(2)と、前記取出口を開閉できるようにして前記容器本体に取り付けられた蓋(4)と、前記容器本体と前記蓋との間に配置されて前記蓋を開く方向に付勢する蓋付勢手段(5)と、前記蓋と噛み合って該蓋を前記蓋付勢手段に抗して閉じた状態に保持する閉位置と、前記蓋との噛み合いが解除される開位置との間で操作可能な状態で前記容器本体に取り付けられた操作部材(6)とを備えた蓋付き容器において、前記操作部材には、前記閉じた状態の前記蓋に対して前記蓋が開く方向とは反対の前記蓋付勢手段に付勢された前記蓋に対して前記蓋を前記閉じた状態にする方向から前記蓋と噛み合うとともに、前記操作部材の前記閉位置から前記開位置への操作方向としての前記操作部材の前記開位置から前記閉位置へ向かう方向から前記容器本体の係止面に当接して前記操作部材の前記閉位置から前記開位置への操作を不能とするロック位置と、前記閉じた状態の蓋及び前記容器本体の前記係止面のそれぞれから離れて前記操作部材の前記閉位置から前記開位置への操作を許容する解除位置との間で移動可能なロック部材(7)が取り付けられ、前記ロック部材は前記操作部材に設けられた操作面(30a)の裏面側にて前記ロック位置と前記解除位置との間を移動可能に設けられ、かつ前記操作部材は前記操作面を押し込むことによって前記閉位置から前記開位置へ移動するように設けられ、前記操作部材の裏面側には、前記ロック部材と接する案内面(30b)が形成されるとともに前記案内面よりも突出して前記操作部材を前記閉位置に付勢するばね部(32)が設けられ、前記ロック部材は前記ばね部に設けられた溝部(37)に差し込まれることにより前記案内面に接しつつ前記ロック位置と前記解除位置との間をスライド可能に支持されることにより、上述した課題を解決する。

30

40

【 0 0 0 8 】

この発明によれば、ロック部材をロック位置に移動させることにより、操作部材の開位置への操作が不能となり、蓋の意図しない開放が防止される。ロック位置ではロック部材が蓋を拘束するので、ロック部材により操作部材のみを拘束する場合と比較して蓋の開放防止効果が高まる。ロック部材を操作部材に取り付けているので、容器本体への取付前に操作部材とロック部材とを予め組み立てておくことができ、容器本体への装着時の手間が軽減される。ロック部材は操作面の裏面側に設けられているので、ロック部材を操作面の

50

背後に隠して目立たないようにすることができる。操作部材の裏面側に設けられたばね部の一部に溝部を形成してロック部材を差し込めば、操作面に対する裏面側においてロック部材が案内面に沿って摺動可能に保持される。

【0009】

本発明の蓋付き容器において、前記操作部材の前記操作面は前記容器本体の外面側に露出しているもよい。この場合には操作面を容器の外面側に十分に露出させることができ、その操作性が損なわれない。

【0010】

前記ロック部材は前記操作面を押し込む方向と同一方向について前記操作部材に対する相対移動が阻止されるように前記操作部材にて支持された状態で前記ロック位置と前記解除位置との間を移動可能に設けられてもよい。この場合には、操作部材の押し込み方向に関して操作部材とロック部材とを一体的に変位（移動）させることができる。従って、ロック部材を介して操作部材を開位置へと押し込むこともできる。

10

【0011】

前記操作部材の裏面側には、前記ロック部材と接する案内面（30b）が形成されるとともに前記案内面よりも突出して前記操作部材を前記閉位置に付勢するばね部（32）が設けられ、前記ロック部材は前記ばね部に設けられた溝部（37）に差し込まれることにより前記案内面に接しつつ前記ロック位置と前記解除位置との間をスライド可能に支持されてもよい。

【0012】

前記操作部材の前記溝部からの前記ロック部材の抜けを防止する抜け止め手段（43a、43b、45、47）が設けられてもよい。抜け止め手段を設けることにより、誤操作によるロック部材の脱落を防止できる。

20

【0013】

前記操作部材の裏面側にはスリット（35a）にて分割された軸部（35）が設けられ、前記ロック部材には前記軸部と嵌合する溝部（42）が、前記操作部材の前記溝部に対する前記ロック部材の差し込み方向に開口するようにして形成され、前記溝部には前記抜け止め手段として当該溝部の幅を狭める爪部（43a、43b）が設けられてもよい。この態様によれば、ロック部材を操作部材の溝部に差し込む際にロック部材側の爪部と軸部とを接触させて軸部をそのスリットが狭められるようにして径が縮まる方向に弾性変形させ、爪部を乗り越えた後は弾性復元力で軸部を元の径に戻すことができる。ロック部材を操作部材から抜くにはスリットを狭めるように軸部を弾性変形させる必要があり、軸部が適度に抜け止めされる。

30

【0014】

前記ロック部材の前記溝部は、前記爪部により、前記ロック部材が前記解除位置にあるときに前記軸部が嵌合する第1保持部（42a）と、前記ロック部材が前記ロック位置にあるときに前記軸部が嵌合する第2保持部（42b）とに区分されてもよい。この場合には軸部を第1保持部又は第2保持部のいずれに嵌合させるかによって、ロック部材を解除位置又はロック位置に適当な力で保持することができる。

【0015】

前記操作部材の裏面側には段部（38）が設けられ、前記ロック部材の前記操作部材に対する対向面（40a）上には、前記抜け止め手段として、前記ロック部材を前記操作部材の前記溝部から抜き取る方向に関しては前記段部と係合可能であり、かつ前記ロック部材を前記操作部材の前記溝部に差し込む方向に関してはくさび状に延びている突起状のストッパ（45）が設けられてもよい。この態様によれば、ロック部材を操作部材の溝部に差し込む際にはくさび状のストッパにより操作部材の溝部が徐々に拡大されてストッパが溝部を通過することができる。その後、ロック部材を操作部材から抜き取る方向に移動させると、ストッパが段部と係合してロック部材が抜け止めされる。

40

【0016】

前記ロック部材には、前記抜け止め手段として、前記操作部材の前記溝部からの当該口

50

ック部材の抜き取り方向に向かうほど前記抜き取り方向に対する側方に突出する爪部(47)が設けられてもよい。この態様によれば、ロック部材を操作部材の溝部に差し込む際には爪部が内側に弾性変形して溝部を通過する。その後、ロック部材を操作部材から抜き取る方向に移動させると、爪部が外側に弾性変形して操作部材の溝部を通過できなくなり、それによりロック部材が抜け止めされる。

【0017】

前記ロック部材には、前記操作部材の前記溝部に対する抜き取り方向の端部に位置して前記操作部材の前記操作面から突出する指掛け部(41)が設けられてもよい。このように指掛け部を設けたならば容器の外面側からロック部材を容易に操作することができる。さらに、前記指掛け部を前記容器本体の外面よりも突出させた場合にはロック部材を一層容易に操作することができる。ロック位置から解除位置へロック部材を移動させた場合にはロック部材が蓋から離れて指掛け部が操作部材から一層大きく引き出されるので、その指掛け部を押し込み操作することにより、テコの作用で操作部材の押し込み力を軽減し、蓋を軽い力で開けることができる。

10

【0018】

前記容器本体は前記取出口側から見て中央がくびれた形状に形成され、そのくびれ部分に前記操作部材が配置されてもよい。容器本体にくびれ形状を与えることにより、容器本体を掴みやすくなる。また、くびれ部分を含むようにして容器本体の外周にシュリンクフィルム等を巻き付けて容器を包装した場合には、くびれ部分でフィルムが容器本体から浮き上がり、その内側に配置された操作部材やロック部材がフィルムから離れてフィルムの擦れによる損傷が防がれる。ロック部材をロック位置に保持しておけば、仮にフィルムによってロック部材の指掛け部や操作部材が押し込まれたとしても、操作部材が開位置へ移動するおそれがない。特に操作部材の裏面側にばね部が設けられている場合には、包装状態における操作部材の開位置への移動を阻止することにより、ばね部のへたりによるばね性能の劣化を防止することができる。

20

【0019】

前記ロック部材の裏面側には、前記ロック位置のときに前記容器本体の前記係止面(25b)に当接する脚部(46)が設けられてもよい。脚部を係止面に接触させることにより、ロック部材がロック位置にあるときに操作部材が押し込み不可能となる。

【0020】

前記蓋が前記閉じた状態にあるときに前記操作部材と対向する当該蓋の前縁部にはその周囲の面としての前記操作部材側の前記前縁部の面より後退して形成された一端が閉じた又は両端が開口したロック用凹部(4j)が設けられ、前記ロック部材には、前記蓋を閉じて当該ロック部材を前記ロック位置に移動させたときに前記ロック用凹部に差し込まれ、前記ロック部材を前記解除位置に移動させたときに前記ロック用凹部から脱出する係止部(44)が設けられてもよい。ロック位置への移動に伴って係止部を蓋のロック用凹部に差し込めば、ロック部材により蓋の開放を確実に防止することができる。差し込み量を十分に確保することにより、蓋や操作部材の弾性変形があっても蓋を確実に閉じた状態に保持できる。

30

【0021】

前記操作部材又は前記ロック部材には、前記操作部材を前記閉位置から前記開位置へ操作したときに前記蓋と接して当該蓋を開く方向に押し上げる押し上げ部(34)が設けられてもよい。この態様によれば、蓋と容器本体との間に内容物が噛み込む等して蓋を開ける際の抵抗が増加しているときでも、蓋を押し上げて確実に開けることができる。

40

【0022】

前記容器本体にはストラップ(110)を取付け可能なストラップ取付部(14)が設けられてもよい。ストラップを取り付けることにより、容器本体を水平面上に据え置かれる態様に限らず、壁等に沿って吊り下げた態様で保管することができる。

【0023】

前記操作部材又は前記ロック部材の少なくともいずれか一方には蓄光材料が含まれても

50

よい。これらの部材に蓄光材料を含めることにより、暗所では蓋を開ける際の操作部分が発光するようになり、使用者が容易に蓋を開けられる。また、操作部材やロック部材は蓋や容器本体に比して小型で体積が小さいので、これらに蓄光材料を混ぜたとしてもその混入量は少なく、コスト面で有利である。

【発明の効果】

【0024】

以上説明したように、本発明によれば、ロック部材をロック位置に移動させることにより、操作部材の開位置への操作が不能となり、しかも、ロック位置ではロック部材が蓋を拘束するので、誤操作等による蓋の意図しない開放を確実に防止することができる。ロック部材を操作部材に取り付けているので、容器本体への取付前に操作部材とロック部材とを予め組み立てておくことができ、容器本体への装着時の手間を軽減して操作部材及びロック部材を容器本体に容易に装着できるようになる。

10

【図面の簡単な説明】

【0025】

【図1】本発明の一実施形態に係る容器の外観を示す斜視図であり、(a)は上蓋を閉じた状態を、(b)は上蓋を開いた状態をそれぞれ示す。

【図2】蓋付き容器の平面図。

【図3】蓋付き容器の底面図。

【図4】蓋付き容器の右側面図。

【図5】上蓋を開いたときの平面図。

20

【図6】図2のVI-VI線に沿った断面図。

【図7】図2のVII-VII線に沿った断面図。

【図8】図5のVIII-VIII線に沿った断面図。

【図9】図6のIX部の拡大図。

【図10】図6のX部の拡大図。

【図11】プッシュボタンの平面図。

【図12】プッシュボタンの正面図。

【図13】プッシュボタンの底面図。

【図14】ロックの平面図。

【図15】ロックの前後方向の断面図とその部分拡大図。

30

【図16】プッシュボタンにロックを装着した状態を斜め下方からみた斜視図。

【図17】蓋付き容器に内蔵されるウエットティッシュの梱包物の断面図。

【発明を実施するための形態】

【0026】

図1は本発明の一実施形態に係る容器の外観を示す斜視図であり、(a)は上蓋を閉じた状態を、(b)は上蓋を開いた状態をそれぞれ示している。また、図2は平面図、図3は底面図、図4は右側面図、図5は上蓋を開いたときの平面図、図6は図2のVI-VI線に沿った断面図、図7は図2のVII-VII線に沿った断面図、図8は図5のVIII-VIII線に沿った断面図である。

【0027】

40

これらの図に示すように、蓋付き容器1は、容器本体2と、その容器本体2の底面側の開口部を閉じる底蓋3と、容器本体2の天面2a側(図1において上面側)に配置される上蓋4と、上蓋4を開くために操作される操作部材としてのプッシュボタン6と、そのプッシュボタン6を拘束するためのロック部材としてのロック7とを備えている。容器本体2、底蓋3、上蓋4、プッシュボタン6及びロック7は樹脂成形品である。容器本体2から底蓋3を取り外すと容器本体2の底面はほぼ全面的に開口し、その開口から容器本体2の内部にウエットティッシュの梱包物を装着することができる。

【0028】

ここで梱包物について説明する。図17に示すように、梱包物100は、シール性を有する袋101の内部に、内容物としての多数枚のウエットティッシュ102...102を、

50

開口 103 から所定枚数ずつ（例えば一枚ずつ）連続的に取り出せるように折り畳んで収容して構成されている。開口 103 はシール 104 にて塞がれており、そのシール 104 は使用時（すなわち、容器 1 への収容時）に剥がされる。

【0029】

図 1 (b) から明らかなように、容器本体 2 の上部には取出口 10 が形成されている。その取出口 10 からは容器 1 内の梱包物 100 に収容されたウエットティッシュ 102 を所定枚数ずつ引き出すことができる。周知のように、取出口 10 には、ウエットティッシュ 102 の取り出しに伴って引き上げられる次のウエットティッシュ 102 の端部を保持するためのフラップ 11 が設けられている。フラップ 11 の形状は図示のものに限らず、種々変更してよい。梱包物 100 の開口 103 にフラップ 11 と同等の機能が備えられているときはフラップ 11 を省略してもよい。

10

【0030】

次に、容器 1 の外観的特徴を説明する。図 2 及び図 3 から明らかなように、容器本体 2 は上下方向からみて左右方向の両端部よりも中央部がくびれた形状に形成されており、底蓋 3 もその容器本体 2 に倣って中央部がくびれた形状に形成されている。プッシュボタン 6 はそのくびれ部分に配置されている。このようなくびれ形状を容器 1 に与えることにより、容器 1 の中央部を掴み易くなる利点がある。容器本体 2 の外周にはスタックライン 13 が設けられている。スタックライン 13 は、容器本体 2 の側面 2b ~ 2e の下部を所定量だけ外側に突出させて形成されている。スタックライン 13 は、複数の容器本体 2 を上下に積み重ねたときに上側の容器本体 2 の下端と係合して容器本体 2 同士の間に適切な隙間を生じさせる。

20

【0031】

図 1 から明らかなように、容器本体 2 の右側面 2d にはストラップ取付部としてのリング部 14 が設けられている。リング部 14 にはストラップ 110 を結び付けることができる。ストラップ 110 を取り付けることにより、容器 1 をフック等に引っ掛けて吊り下げておくことができる。例えばウエットティッシュ 102 を乳児に使用する場合には容器 1 をベビーベッドに引っ掛けて保管することができる。なお、図 2 以下においてはリング部 14 の図示を省略した。リング部 14 は図 1 に示す位置に限らず、適宜の位置に設けてよい。

【0032】

次に、上蓋 4 及びその開閉に拘わる部分の構成を説明する。上蓋 4 は、その後端部 4b の両端に設けられた回動軸 4c（図 9 参照）が容器本体 2 に回動自在に嵌め合わされることにより、取出口 10 を開閉できるように設けられている。上蓋 4 の上面 4a には、上蓋 4 が閉じられたときに容器本体 2 の天面 2a と上蓋 4 の上面 4a とが一体的に連続する曲面を描くように膨らみが付されている（図 4 参照）。図 1 (b)、図 6 及び図 8 に示すように、容器本体 2 と上蓋 4 との間には上蓋 4 を開く方向に付勢する蓋付勢手段としての板ばね 5 が設けられている。板ばね 5 は好適には天然又は合成ゴム等の弾性部材にて構成される。但し、本発明の容器はこれらの材質にて構成されたものに限定されない。例えば、ゴム素材に代えばね鋼等を利用して板ばね 5 を形成してもよい。蓋付勢手段は板状のものに限らない。

30

40

【0033】

図 9 に詳しく示したように、板ばね 5 の一端は容器本体 2 の板ばね装着孔 2f に固定され、他端は上蓋 4 のばね取付軸 4d にキャップ 15 を介して取り付けられている。上蓋 4 が閉じた状態で、板ばね 5 は容器本体 2 のばね収容溝 2g にループを描くように曲げられて収容されている。上蓋 4 が開かれると板ばね 5 が伸び、その弾性復元力により上蓋 4 はほぼ直立した状態に保持される（図 8 参照）。

【0034】

容器本体 2 の天面 2a には上蓋 4 の外周と形状を合わせて第 1 凹部（天面側凹部）21 が形成され、その第 1 凹部 21 の内部にはさらに一段低められた第 2 凹部 22 が設けられている。上述した取出口 10 及びフラップ 1 は第 2 凹部 22 の底板 22a に形成されてい

50

る。図1(b)に示されているように、上蓋4の裏面4eには第2凹部22と対応した楕円状又は長円状の閉鎖リブ4fが形成されている。上蓋4を閉じたとき、この閉鎖リブ4fが第2凹部22の側壁22bの直ぐ内側に入り込むことにより、取出口10の周囲が閉鎖リブ4f及び側壁22bにて二重に取り囲まれ、容器1の取出口10の周囲に関して実用上十分な密封性が確保される。

【0035】

図1(b)及び図5に示すように、上蓋4の前端中央には上蓋4を閉じた状態に保持するための爪部4hが形成されている。また、上蓋4の爪部4hの直下にはロック用凹部としてのロック孔4jが形成されている。なお、ロック孔4jは一端が閉じた穴部として形成されてもよい。さらに、爪部4hの両側には切欠4kが形成されている。これらの爪部4h、ロック孔4j及び切欠4kはプッシュボタン6及びロック7に対応して設けられている。以下、プッシュボタン6及びロック7について説明する。

10

【0036】

図11～図13はプッシュボタン6の詳細を示しており、図11は平面図、図12は正面図、図13は底面図である。これらの図に示すように、プッシュボタン6は操作面30aを有する板状の本体部30と、その本体部30の両端から突出する支軸31と、本体部30の裏側の案内面30bから弓状に突出するばね部32と、本体部30の後縁部30cの中央に配置された爪部33と、その爪部33の両側に設けられた押し上げ部34と、爪部33とばね部32との間に配置された軸部35と、案内面30bから延びる一对の補強用のリブ36とを備えている。ばね部32の案内面30bに対する接合部分(基端部)にはロック7を差し込むための溝部37が形成されている。また、軸部35はロック7の差し込み方向に延びるスリット35aにより二分割されている。さらに、本体部30の案内面30bの一端(ロック7が差し込まれる方向の端部)には段部38が形成されている(図10参照)。

20

【0037】

一方、図14及び図15(a)に示すように、ロック7は、板状の本体部40と、その本体部40の前端に設けられた指掛け部41とを備えている。本体部40の厚みtはプッシュボタン6の溝部37を通過できる範囲で最大限に大きく設定されている。本体部40の後端中央にはプッシュボタン6の軸部35を受入れるべくプッシュボタン6に対するロック7に差し込み方向(図10及び図16の矢印A方向)に開口する溝部42が設けられている。その溝部42の入口及び中間には溝部42の幅を狭める爪部43a、43bがそれぞれ左右一対ずつ形成されている。これらの爪部43a、43bにより溝部42の内部は第1保持部42aと第2保持部42bとに区分されている。

30

【0038】

溝部42の入口の両側には係止部44が形成されている。さらに、本体部40の上面40aには一对のストッパ45が形成され、下面40bには一对の脚部46が形成されている。脚部46の下面40bからの突出量は指掛け部41の下面40bからの突出量とほぼ等しい。図15(b)に示すように、ストッパ45は係止部44に向かって下り勾配を描いて延びるくさび面45aと、頂面45bと、その頂面45bに対してほぼ直交する係止面45cとを有している。

40

【0039】

図16に示すように、ロック7は、その本体部40を係止部44側からプッシュボタン6の溝部37に押し込み、かつロック7の溝部42にプッシュボタン6の軸部35を嵌め込むことにより、プッシュボタン6の案内面30bとほぼ密着した状態でプッシュボタン6に装着される。ロック7をプッシュボタン6に装着する際にプッシュボタン6の軸部35はロック7の溝部42に形成された爪部43aを乗り越えて第1保持部42aに嵌り合う。ストッパ45が溝部37を通過する際にはくさび面45aに沿って溝部37が徐々に拡大し、ストッパ45が段部38を越えると溝部37が元の幅に戻る。これにより、ロック7がプッシュボタン6に対して抜け止めされる。

【0040】

50

軸部 3 5 が第 1 保持部 4 2 a に嵌った状態でロック 7 を差し込み方向にさらに押し込めば、軸部 3 5 がロック 7 の爪部 4 3 b を乗り越えて第 2 保持部 4 2 b に嵌り合う。このようにして、ロック 7 はプッシュボタン 6 の案内面 3 0 b に沿って第 1 保持部 4 2 a と軸部 3 5 とが嵌合する解除位置（図 1 6 に実線で示す位置）と、第 2 保持部 4 2 b と軸部 3 5 とが嵌合するロック位置（図 1 0 に実線で示す位置）との間でスライド可能である。

【 0 0 4 1 】

プッシュボタン 6 及びロック 7 は上記の通り樹脂成形品とすることができるが、少なくともいずれか一方の素材に蓄光材料を混ぜることにより、暗所で容器 1 の所在を把握できるようにしてもよい。プッシュボタン 6 やロック 7 が発光すれば暗所でも容器 1 の操作部分が容易に判別できる。プッシュボタン 6 やロック 7 は容器本体 2 や上蓋 4 と比して小型で体積が小さいため、蓄光材料の混入量は少なく済み、蓄光材料を混ぜることによるコストの上昇を必要最小限に止めることができる。

10

【 0 0 4 2 】

以上のように構成されたプッシュボタン 6 及びロック 7 は、まずロック 7 をプッシュボタン 6 に装着し、その後にプッシュボタン 6 の支軸 3 1 を容器本体 2 のボタン取付溝 2 5（図 1（b）及び図 1 0 参照）に開口する不図示の軸受部に嵌め合わせるにより、支軸 3 1 の回りに回転操作可能な状態で容器本体 2 に装着される。

【 0 0 4 3 】

次に、プッシュボタン 6 及びロック 7 の作用を説明する。図 1 0 から明らかなように、プッシュボタン 6 をボタン取付溝 2 5 に装着した状態においては、ばね部 3 2 がボタン取付溝 2 5 の底面 2 5 a に接触し、そのばね部 3 2 の反発力（弾性変形に対する復元力）でプッシュボタン 6 が支軸 3 1 を中心に図 1 0 の時計方向に回転付勢される。従って、上蓋 4 を閉じた場合にはそのばね部 3 2 の力でプッシュボタン 6 の爪部 3 3 と上蓋 4 の爪部 4 h とが噛み合っ上蓋 4 が閉じた状態に保持される。このときのプッシュボタン 6 の位置が閉位置に相当する。

20

【 0 0 4 4 】

上蓋 4 が閉じた状態でロック 7 をロック位置に押し込めば、ロック 7 の脚部 4 6 がボタン取付溝 2 5 の係止面 2 5 b（図 1 0）と当接する。従って、プッシュボタン 6 の操作面 3 0 a を押し込むことが不可能となり、爪部 3 3、4 h の噛み合いを外すことはできない。しかも、ロック位置では、ロック 7 の係止部 4 4 がプッシュボタン 6 から突出して上蓋 4 のロック孔 4 j に嵌合する。爪部 3 3、4 h 同士の噛み合い量に比して係止部 4 4 のロック孔 4 j に対する嵌合深さは十分に大きくとることができるので、仮に爪部 3 3、4 h が外れるほどにプッシュボタン 6 又は上蓋 4 が弾性変形しても、上蓋 4 をロック 7 にて確実に閉じた位置に拘束することができる。

30

【 0 0 4 5 】

一方、ロック 7 をプッシュボタン 6 から抜き取り方向（図 1 0 及び図 1 6 の矢印 B 方向）に引き出して解除位置へ移動させると、係止部 4 4 がロック孔 4 j から抜けるとともに脚部 4 6 が係止面 2 5 b から離れる。これによりプッシュボタン 6 の操作面 3 0 a を押し下げて爪部 3 3、4 h の噛み合いを外し（この状態がプッシュボタン 6 の開位置に相当する。）、上蓋 4 を開くことができる。プッシュボタン 6 の押し上げ部 3 4 は上蓋 4 の切欠 4 k と噛み合っており、プッシュボタン 6 の操作面 3 0 a を押し込んだ際に押し上げ部 3 4 が上蓋 4 を持ち上げる。従って、上蓋 4 の閉鎖リブ 4 f と第 2 凹部 2 2 の側壁 2 2 b との間にウェットティッシュ 1 0 2 が噛み込む等して上蓋 4 を開く際に比較的大きな抵抗が作用する場合でも上蓋 4 を確実に開くことができる。

40

【 0 0 4 6 】

なお、図 1 0 に想像線で示すように、ロック 7 をプッシュボタン 6 から引き出したときにはストッパ 4 5 の係止面 4 5 c がプッシュボタン 6 の案内面 3 0 b の段部 3 8 と接触してロック 7 が抜け止めされる。ロック 7 の抜け止めをさらに確実にするため、図 1 4 に想像線で示したように、ロック 7 の本体部 4 0 の少なくとも一方の側縁にロック 7 の引き出し方向に向かって斜めに突出する爪部 4 7 とその爪部 4 7 を受入れる凹部 4 8 とを形成し

50

、ロック7を溝部37に差し込む際に爪部47を凹部48内に弾性変形させ、溝部37を通過した後に爪部47を自身の復元力で開くようにしてもよい。

【0047】

ロック7の指掛け部41は操作面30aから突出しているため、ロック7をロック位置と解除位置との間でスライド操作する場合は勿論のこと、プッシュボタン6を押し下げて上蓋4を開く際にも指掛け部41に指を添えて操作を行うことができる。上蓋4を開く際にはロック7が解除位置に引き出されて支軸31から指掛け部41までの距離が増加するので、テコの作用により上蓋4を開く際の操作力が軽減される。

【0048】

ロック7の本体部40がプッシュボタン6の溝部37に差し込まれることにより、プッシュボタン6の押し下げ方向に関してロック7がプッシュボタン6に拘束（支持）されているので、指掛け部41のみを押し下げてもロック7とプッシュボタン6とが離れることなく一体的に支軸31の回りに回転し、上蓋4が確実に開放される。

10

【0049】

以上の蓋付き容器1においては、図4及び図10に示すように、指掛け部41の上端が容器本体2の外面（天面2a）から突出している。梱包物100を容器本体2に収納して容器1を製品として出荷する場合、容器1のくびれた中央部にシュリンクフィルムが巻き付けられることがある。シュリンクフィルムは熱収縮を利用して容器1の外面に比較的緊密に巻き付けられるため、仮にロック7を省略してプッシュボタン6の一部を容器本体2の外面から突出させた場合には、そのプッシュボタン6の突出部分がシュリンクフィルムによって押し込まれてばね部32が幾らか撓んだ状態でプッシュボタン6が拘束される。このような状態が長時間継続されるとばね部32のばね性能が劣化し、シュリンクフィルムを外した後は些細な衝撃でもプッシュボタン6が動いて上蓋4が意図せずに開放されることがある。しかし、本実施形態の容器1によれば、ロック7をロック位置に押し込んでプッシュボタン6の操作を爪部33、4hが噛み合った閉位置に保持しておくことにより、シュリンクフィルムが巻かれてもプッシュボタン6が押し込まれることがなく、ばね部32のばね性能が劣化するおそれがない。

20

【0050】

また、容器本体2及び底蓋3をくびれた形状に形成しているため、シュリンクフィルムの幅が容器本体2の膨らんだ部分に達するほどに大きければ、容器本体2の前後の側面2b、2cにおいてフィルムが容器本体2から浮き上がり、プッシュボタン6やロック7がシュリンクフィルムから内側に離れることがある。この場合には、プッシュボタン6やロック7とシュリンクフィルムとの接触部分の擦れによる損傷が防がれる。

30

【0051】

以上の実施形態で開示した容器本体2のくびれ形状、及びリング部14はロック7が省略された蓋付き容器にも適用可能である。押し上げ部34は操作部材に代えてロック7に設けることもできる。ばね部32は弓形に限らず、片持ち梁状に形成されてもよい。プッシュボタン6及びロック7の形状は容器本体2の形状等に応じて適宜に変更してよい。プッシュボタン6及びロック7は、それぞれの全体が容器本体2の外面（天面2a、側面2b）よりもボタン取付溝25内に後退するように設けられてもよい。

40

【0052】

上記の実施形態において、天面、底面、側面及び上蓋の語は、取出口を上向きにして容器を設置した場合を基準として各部の位置を相対的に特定したものに過ぎず、実際の使用時の各部の位置はこれらの用語によって限定されるものではない。例えば、本発明の蓋付き容器は、取出口を横向きにした状態で使用されてもよい。

【0053】

本発明は上記の実施形態に限定されず、種々の形態にて実施されてよい。例えば、内容物はウェットティッシュに限定されない。本発明の蓋付き容器は、底蓋を取り外して内容物を着脱する構成に限定されず、内容物の着脱、詰め替えは適宜の形態で行ってよい。

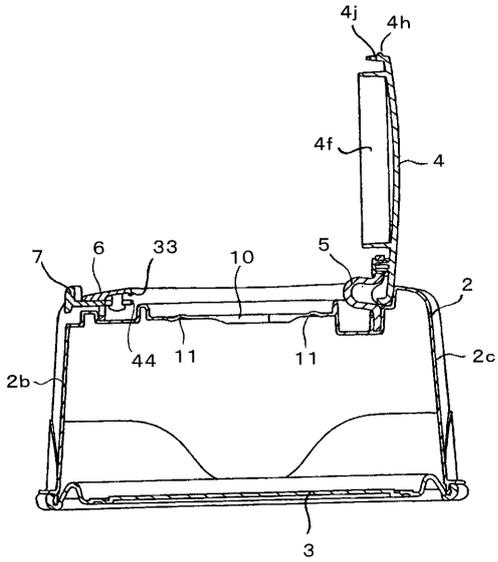
【符号の説明】

50

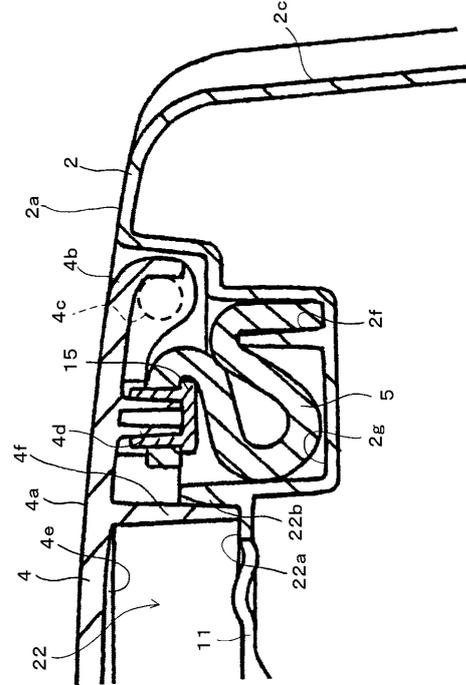
【 0 0 5 4 】

- 1 蓋付き容器
- 2 容器本体
- 2 a 容器本体の天面（容器の外面）
- 2 b ~ 2 e 容器本体の側面（容器の外面）
- 4 上蓋（蓋）
- 4 h 上蓋の爪部
- 4 j ロック孔（ロック用凹部）
- 5 板ばね（蓋付勢手段）
- 6 プッシュボタン（操作部材） 10
- 7 ロック（ロック部材）
- 1 0 取出口
- 1 4 リング部（ストラップ取付部）
- 2 5 ボタン取付溝
- 2 5 a 底面
- 2 5 b 係止面
- 3 0 本体部
- 3 0 a 操作面
- 3 0 b 案内面
- 3 2 ばね部 20
- 3 3 プッシュボタン側の爪部
- 3 4 押し上げ部
- 3 5 軸部
- 3 5 a スリット
- 3 7 溝部
- 3 8 段部
- 4 0 本体部
- 4 1 指掛け部
- 4 2 溝部
- 4 2 a 第 1 保持部 30
- 4 2 b 第 2 保持部
- 4 3 a、4 3 b 爪部
- 4 4 係止部
- 4 5 ストッパ
- 4 6 脚部
- 4 7 爪部
- 4 8 凹部
- 1 0 2 ウエットティッシュ（内容物）
- 1 1 0 ストラップ

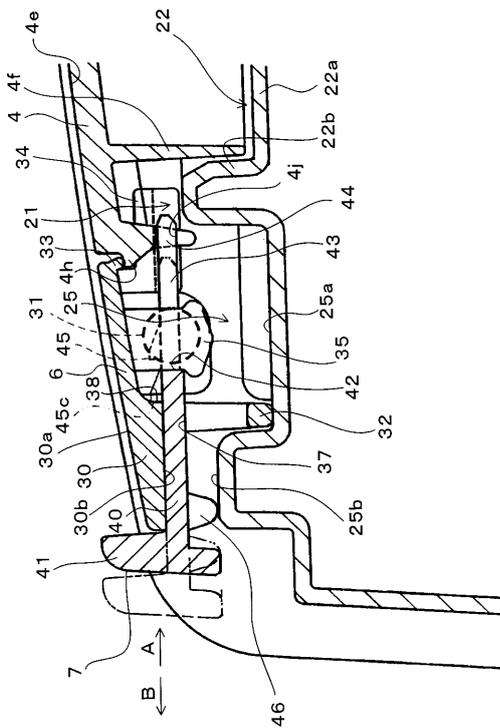
【 図 8 】



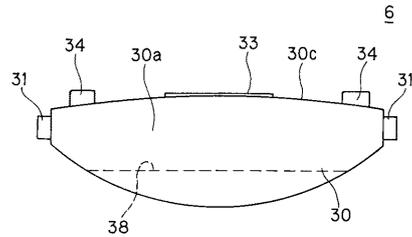
【 図 9 】



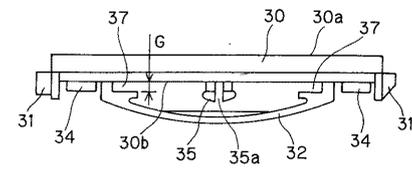
【 図 10 】



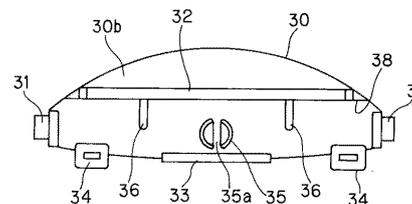
【 図 11 】



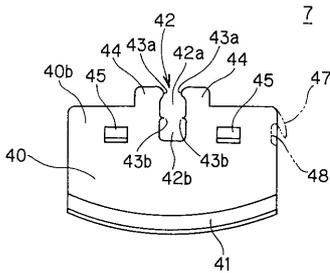
【 図 12 】



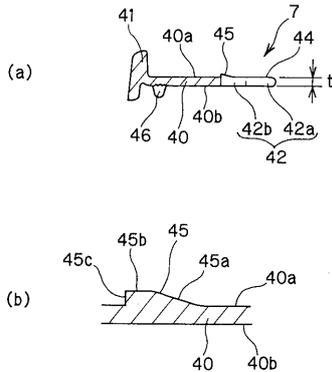
【 図 13 】



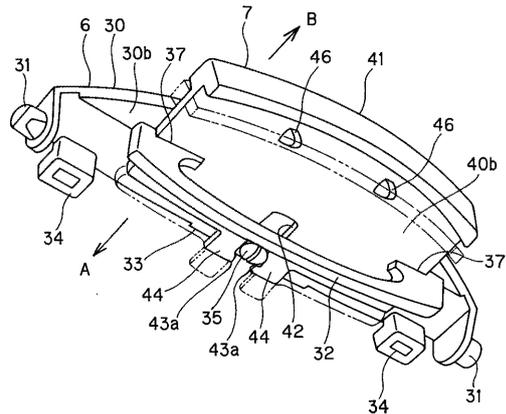
【図14】



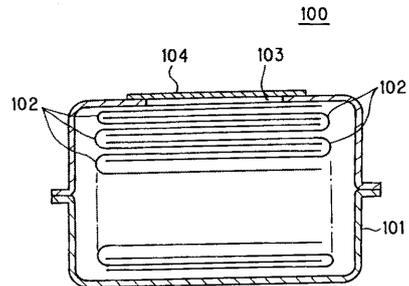
【図15】



【図16】



【図17】



【手続補正書】

【提出日】平成23年7月6日(2011.7.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

内容物の取出口を有する容器本体と、前記取出口を開閉できるようにして前記容器本体に取り付けられた蓋と、前記容器本体と前記蓋との間に配置されて前記蓋を開く方向に付勢する蓋付勢手段と、前記蓋と噛み合って該蓋を前記蓋付勢手段に抗して閉じた状態に保持する閉位置と、前記蓋との噛み合いが解除される開位置との間で操作可能な状態で前記容器本体に取り付けられた操作部材と、を備えた蓋付き容器において、

前記操作部材には、前記閉じた状態の前記蓋を拘束するとともに、前記操作部材の操作方向と同一方向の移動が阻止されるように前記容器本体の係止面と当接して前記操作部材の前記閉位置から前記開位置への操作を不能とするロック位置と、前記閉じた状態の蓋及び前記容器本体の前記係止面のそれぞれから離れて前記操作部材の前記閉位置から前記開位置への操作を許容する解除位置との間で移動可能なロック部材が取り付けられ、

前記ロック部材は前記操作部材に設けられた操作面の裏面側にて前記ロック位置と前記解除位置との間を移動可能に設けられ、かつ前記操作部材は前記操作面を押し込むことにより前記閉位置から前記開位置へ移動するように設けられ、

前記操作部材の裏面側には、前記ロック部材と接する案内面が形成されるとともに前記案内面よりも突出して前記操作部材を前記閉位置に付勢するばね部が設けられ、前記ロック部材は前記ばね部に設けられた溝部に差し込まれることにより前記案内面に接しつつ前

記ロック位置と前記解除位置との間をスライド可能に支持されていることを特徴とする蓋付き容器。

【請求項 2】

前記操作部材の前記操作面は前記容器本体の外面側に露出していることを特徴とする請求項 1 に記載の蓋付き容器。

【請求項 3】

前記ロック部材は前記操作面を押し込む方向と同一方向について前記操作部材に対する相対移動が阻止されるように前記操作部材にて支持された状態で前記ロック位置と前記解除位置との間を移動可能に設けられていることを特徴とする請求項 2 に記載の蓋付き容器。

【請求項 4】

前記操作部材の前記溝部からの前記ロック部材の抜けを防止する抜け止め手段が設けられていることを特徴とする請求項 1 に記載の蓋付き容器。

【請求項 5】

前記操作部材の裏面側にはスリットにて分割された軸部が設けられ、前記ロック部材には前記軸部と嵌合する溝部が前記操作部材の前記溝部に対する前記ロック部材の差し込み方向に開口するようにして形成され、前記溝部には前記抜け止め手段として当該溝部の幅を狭める爪部が設けられていることを特徴とする請求項 4 に記載の蓋付き容器。

【請求項 6】

前記ロック部材の前記溝部は、前記爪部により、前記ロック部材が前記解除位置にあるときに前記軸部が嵌合する第 1 保持部と、前記ロック部材が前記ロック位置にあるときに前記軸部が嵌合する第 2 保持部とに区分されていることを特徴とする請求項 5 に記載の蓋付き容器。

【請求項 7】

前記操作部材の裏面側には段部が設けられ、前記ロック部材の前記操作部材に対する対向面上には、前記抜け止め手段として、前記ロック部材を前記操作部材の前記溝部から抜き取る方向に関しては前記段部と係合可能であり、かつ前記ロック部材を前記操作部材の前記溝部に差し込む方向に関してはくさび状に延びている突起状のストッパが設けられていることを特徴とする請求項 4 に記載の蓋付き容器。

【請求項 8】

前記ロック部材には、前記抜け止め手段として、前記操作部材の前記溝部からの当該ロック部材の抜き取り方向に向かうほど前記抜き取り方向に対する側方に突出する爪部が設けられていることを特徴とする請求項 4 に記載の蓋付き容器。

【請求項 9】

前記ロック部材には、前記操作部材の前記溝部に対する抜き取り方向の端部に位置して前記操作面から突出する指掛け部が設けられていることを特徴とする請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の蓋付き容器。

【請求項 10】

前記指掛け部が前記容器本体の外面よりも突出していることを特徴とする請求項 9 に記載の蓋付き容器。

【請求項 11】

前記容器本体は前記取出口側から見て中央がくびれた形状に形成され、そのくびれ部分に前記操作部材が配置されていることを特徴とする請求項 10 に記載の蓋付き容器。

【請求項 12】

前記ロック部材の裏面側には、前記ロック位置のときに前記容器本体の前記係止面に当接する脚部が設けられていることを特徴とする請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の蓋付き容器。

【請求項 13】

前記操作部材又は前記ロック部材には、前記操作部材を前記閉位置から前記開位置へ操作したときに前記蓋と接して当該蓋を開く方向に押し上げる押し上げ部が設けられている

ことを特徴とする請求項 1 ~ 1 2 のいずれか 1 項に記載の蓋付き容器。

【請求項 1 4】

前記容器本体にはストラップを取付け可能なストラップ取付部が設けられていることを特徴とする請求項 1 ~ 1 3 のいずれか 1 項に記載の蓋付き容器。

【請求項 1 5】

前記操作部材又は前記ロック部材の少なくともいずれか一方には蓄光材料が含まれていることを特徴とする請求項 1 ~ 1 4 のいずれか 1 項に記載の蓋付き容器。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 0

【補正方法】削除

【補正の内容】

フロントページの続き

- (72)発明者 三宅 大輔
香川県三豊郡豊浜町和田浜高須賀1531-7 ユニ・チャーム株式会社テクニカルセンター内
- (72)発明者 林 正保
東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号 大日本印刷株式会社内
- (72)発明者 篠木 則和
東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号 大日本印刷株式会社内
- (72)発明者 上西 利彦
東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号 大日本印刷株式会社内

Fターム(参考) 3E014 LB02

3E084 AA05 AA13 AA24 AB10 BA01 CA02 CB04 CC03 DA02 DC03
FA06 FC04 FC18 FD02 GA08 GB12 GB13 GB22 HB02 HC03
HD04 KA16 LB08